

## 第3章 焦点となった法案・課題への対応

チルドレン・ファースト社会の  
実現に向けて

### 16 こども家庭庁 設置法

政府は208回通常国会に「こども家庭庁設置法案」等を提出した。立憲民主党は、かねて子ども・子育て政策を一元的に立案・遂行する子ども省の創設を訴えてきたが、政府案は理念や実効性の面で大きな懸念があったことから、子ども総合基本法案を提出して、より良い省庁の設立のために議論を求めた。これに与党提出の「こども基本法案」を加え、並行審議された。

政府提出の法案には、①社会全体で子どもを支援することに鑑みれば、「こども家庭庁」の名称の「家庭」は不要、②文部科学省所管の教育分野がこども家庭庁の所掌事務に含まれず、一元化されない、③岸田首相は、子ども政策予算を倍増すると発言したが、法案には予算確保の規定がない、④子どもの権利を擁護するための独立した機関「子どもコミッショナー」設置に言及がない、などの問題点や懸念事項があった。

#### 真に子どもたちのための法律を作る

与党は立憲民主党案を否決し、さらに、立憲民主党が提出した政府案に対する、こども施策に係る十分な予算確保、初等中等教育など、こどもに関する施策を一元的に行う行政組織の在り方に係る検討規定の追加等の修正案も否決した。そのため、立憲民主党は政府案に反対したが、政府案は与党等の賛成により可決・成立した。

与党が提出した議員立法「こども基本法案」は、提出前に与野党協議が行われ、共同で作成に当たった。その結果、立憲民主党が主張した子どもの権利条約の理念、子どもから若者までの切れ目のない支援、子どもに関する個人情報に対する取り扱い、子どもコミッショナー設置の今後の検討等が盛り込まれたことから、立憲民主党はこれに賛成し、本法案は可決・成立した。

立憲民主党のリードで  
交付金制度など実現

### 17 豪雪地帯対策 特別措置法改正

#### 真っ先に立憲民主党が法案を提出

「豪雪地帯対策特別措置法」は、1971年に特別豪雪地帯における特例措置が創設され、10年ごとにその期限の延長や施策における配慮規定の追加等が行われてきた。2022年3月末に特例措置の期限を迎えることから、立憲民主党は、豪雪対策プロジェクトチームを中心に災害対策部会、国土交通部会とも連携し、関係する団体や自治体など現地の声を聞き、他党に先んじて、208回通常国会に「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。

法案の主な内容は、①人口減少・高齢化等の課題を目的規定に明記、②豪雪地帯対象の交付金制度等の創設、③財政措置規定の義務化、④克雪技術の開発・普及、アンカー設置促進など課題解決に向けた配慮規定の追加、⑤特別豪雪地帯における特例措置の期限延長などである。

#### 立憲案をベースに超党派議員立法が成立

立憲民主党案を他の与野党に提示しつつ、超党派での法案取りまとめに尽力した。与野党協議の結果、立憲民主党案の主な内容に加え、基本理念の新設、幹線道路の交通確保のための規定の追加等を盛り込んだ「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」が208回通常国会で衆議院災害対策特別委員長から提出され、全会一致で成立した。これに伴い、立憲民主党案は撤回した。

法案に盛り込まれなかった主張については、委員会決議を行った。条件不利地域の振興法の中では、この法律だけ交付金に関する規定を欠いていたが、立憲民主党のリーダーシップにより規定が追加されたことは画期的な成果である。